

## Digital Innovation City 協議会会則

### (趣旨)

第1条 この会則は、臨海副都心地域のまちづくりに資する Digital Innovation City (以下「DIC」という。)の実現を推進する組織の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

第2条 この協議会は、Digital Innovation City 協議会 (以下「協議会」という。)と称する。

### (目的)

第3条 臨海副都心に関わる団体等が連携し、臨海副都心における「デジタルテクノロジーの実装」及び「スタートアップの集積」を推進する DIC の実現に向けて協議し、DIC のまちづくりに取り組むことを目的とする。

### (事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) DICの方向性と実現
- (2) 先端技術の実証又はイベントの企画
- (3) 臨海副都心における5G通信網やデータプラットフォームなどの基盤整備推進
- (4) 協議会及びDICに係る広報
- (5) その他、DIC推進に係る取組に関すること

### (組織)

第5条 本協議会は、別表1の構成員をもって組織する。

- 2 本協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成し、委員は、前項に掲げる構成員に属する者から会長が委嘱する。
- 3 前項に掲げる者のうち、団体の役職者についての委員の委嘱は、その職をもってなされたものとする。
- 4 委員が属する団体の役職を離れたときは、その後任者が委員を務めるものとする。

### (役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 監事 1名
- 2 会長は、東京都港湾局臨海副都心開発調整担当部長をもって充てる。
  - 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。
  - 4 監事は、会長が委員の中から指名する。

### (役員職務)

第7条 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

3 監事は、本協議会の会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び有識者の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 会長は、委員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員の変更があったときは、次の総会において報告しなければならない。

(報酬等)

第9条 役員、委員及び監事は、無報酬とする。

2 通常の会議の開催においては、出席者に対して、謝金及び旅費は支払わないものとする。

(総会)

第10条 本協議会の総会は、役員及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 協議会に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) プロジェクトチーム及び検討会に係る予算及び決算に関すること。

(5) 第4条第1項第2号の先端技術の実証又はイベントの企画の承認

(6) その他、協議会の運営に関する重要な事項

2 総会は必要に応じて会長が召集し、議長は会長とする。

3 総会は、副会長及び委員（以下「委員等」という。）の過半数の出席がなければ開会できない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 緊急を要するときは、委員等の過半数の同意を示す書面又は電磁的記録による表決によって委員会の議決を行うことができる。

6 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 委員等の現在数及び出席数

(3) 議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

7 総会は原則非公開とする。ただし、総会の資料及び議事要旨は、原則として公開する。

(会長の専決処分)

第 11 条 会長は、緊急に総会を開催しなければならないと認めるときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(プロジェクトチーム・検討会)

第 12 条 会長は、DICの実現に係る諸課題を個別具体的に検討する必要がある場合は、協議会の下にプロジェクトチーム及び検討会（以下「PT等」という。）を設置することができる。

2 PT等の設置及び構成に必要な事項は、会長が別に定める。

(連絡会)

第 13 条 会長は、協議会やPT等の内容を共有することを目的とした連絡会を設置することができる。

3 連絡会の設置、構成及び運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 本協議会の事務を処理するため、事務局は、東京都港湾局臨海開発部及び株式会社東京臨海ホールディングスが共管する。

2 事務局長は、東京都港湾局臨海開発部臨海副都心開発調整担当課長をもって充てる。

3 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を統括する。

4 事務局の支援業務について、都が委託する。

5 事務局に必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 PT 等が実施する先端技術の実証またはイベントの企画に係る経費は、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。協議会、PT 等及び連絡会の運営に係る経費は、前条第 5 項の委託に含む。

2 本協議会の経理事務に関しては、会長が別に定める。

(予算及び決算)

第 16 条 本協議会の事業計画及びPT等の収支予算については総会の議決により定め、事業報告及びPT等の収支決算については監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 17 条 本協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(欠損金及び剰余金の処理)

第 18 条 欠損金の発生が明らかになった場合又は剰余金が発生した場合は、東京都港湾局との間において協議するものとする。

(財産の取扱い)

第 19 条 協議会が取得した財産は、本協議会構成員の総有とする。

(解散及び残余財産の処分)

第 20 条 協議会は、事業の目的を達成したとき又は必要性を認めなくなったとき、総会の議決により解散する。

2 解散後の残余財産の取扱いは、総会の議決を経て、別に定める。

(補則)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、本協議会の組織の設置及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第5条関係）

株式会社フジテレビジョン

森ビル株式会社

株式会社東京臨海ホールディングス

一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会

東京都立産業技術研究センター

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 臨海副都心センター

国立研究開発法人科学技術振興機構 日本科学未来館

東京都港湾局臨海開発部